

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年9月30日

【会社名】 KeePer 技研株式会社

【英訳名】 KeePer Technical Laboratory Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷 好通

【本店の所在の場所】 愛知県大府市吉川町4丁目17番地

【電話番号】 0562-45-5258 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営企画本部長 鈴置 力親

【最寄りの連絡場所】 愛知県大府市吉川町4丁目17番地

【電話番号】 0562-45-5258 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営企画本部長 鈴置 力親

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2丁目1号)

1【提出理由】

当社は、平成 27年 9月29日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年 9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	
当社普通株式 1株につき金 8円	総額26,176,000円
剰余金の配当が効力を生じる日	
平成27年 9月30日	

第2号議案 定款一部変更の件

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該変更のために定款の一部を変更するものであります。

平成27年 5月 1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条（社外取締役の責任限定）の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう規定の新設を行うものであります。

上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行の規定内容を明確にすること、その他の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 監査等委員でない取締役 8名選任の件

監査等委員でない取締役に谷好通、賀来聡介、畠中修、鈴置力親、矢島洋、竹内大輔、永田裕一、天野次郎の 8氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件

監査等委員である取締役に小野繁範、家田義人、深谷雅俊の 3氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

監査等委員でない取締役の金銭報酬の支給限度額は年間総額 3億円とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

監査等委員である取締役の金銭報酬の支給限度額は年間総額 5千万円とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	28,156	587	86	(注)1	可決 (95.91%)
第2号議案	26,567	2,176	86	(注)2	可決 (90.50%)
第3号議案					
谷 好通	28,064	679	86		可決 (95.60%)
賀来 聡介	28,326	417	86		可決 (96.49%)
畠中 修	28,326	417	86		可決 (96.49%)
鈴置 力親	28,326	417	86	(注)3	可決 (96.49%)
矢島 洋	28,326	417	86		可決 (96.49%)
竹内 大輔	28,326	417	86		可決 (96.49%)
永田 裕一	28,326	417	86		可決 (96.49%)
天野 次郎	28,326	417	86		可決 (96.49%)
第4号議案					
小野 繁範	28,337	406	86	(注)3	可決 (96.53%)
家田 義人	28,737	6	86		可決 (97.89%)
深谷 雅俊	27,988	755	86		可決 (95.34%)
第5号議案	28,716	27	86	(注)1	可決 (97.82%)
第6号議案	28,736	7	86	(注)1	可決 (97.88%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。